日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2013.02.22

No.13-008

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

何が真実か！

日航・管財人の主張

1 月 28 日不当労働行為（行政）裁判

今までも,HP 有志の会ニュースで紹介していました 201 年年末の乗員組合と客室乗務員組合（CCU）のスト権投票行動に対し、支援機構の管財人代理から「投票行為を続ける限り、3500 億円の出資は行わない」という発言に対し、2011 年 8 月 3 日東京都労働委員会は不当労働行為と認め、救済命令を出しました。

この救済命令を受けて組合側は緊急要求を行いましたが、日本航空は交渉にも応ぜず、同年 8 月 17 日東京都労働委員会の救済命令の取り消しを求めて、労働委員会を相手に東京裁判所に提訴（行政訴訟）しました。

4 要件の一つ

誠実交渉の義務は果たされたか

従来会社は「『争議権を確立したら出資しない』というのは『支援機構の決定』であり『労組に知らせる義務がある』よって『不当労働行為

ではない』」と主張していました。

しかし、1 月 28 日の東京地裁口頭弁論では「企業再生支援機構の委員会で、実際に争議権が確立されたら出資を取りやめるかという検討・決定がされたか」が問題となりました。裁判長からこの件を質された会社は「『検討されていない』と支援機構から回答を受けている」と答弁しました。

この事実は、不当労働行為問題に加え、日本航空が整理解雇の四要件の一つである誠実交渉の義務も果たしていないことが明白になったと言えるでしょう。

JAL 不当解雇撤回ニュース 248 号

今後の日程

3 月 1 日（金）

控訴審　客室乗務員 第 2 回口頭弁論

東京高裁 101 号法廷

14:30 ～（傍聴券抽選 13:40）

5 月 23 日（木）

控訴審　パイロット 第 3 回口頭弁論

東京高裁 101 号法廷

14:30 ～ （傍聴券抽選 13:40）